運航実施基準

○○年○月○日 制定

○○汽船株式会社

目 次

第１章 総則

第２章 運航実施業務

第３章 運航実施の可否判断

第４章 貨物取扱業務

第５章 安全作業および衛生管理

第６章 雑 則

第１章 総則

（目的）

第１条 この基準は、管理船舶の船長及び船員が航海中や停泊中に実施すべき運航に関する業務の手順を示すことにより、その管理手順の維持を図ることを目的とする。

（適用）

第２条 この基準は、管理船舶の安全運航、貨物取扱及び作業、安全作業及び衛生管理等に関する業務について適用する。

（法令等）

第３条 管理船舶における安全運航に関する業務は、この基準及び次の法令に従い実施する。なお、法令等の規定は、この基準に優先する。

(1) 船員法

(2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法

(3) 船舶安全法

(4) 海上衝突予防法

(5) 海上交通安全法

(6) 港則法

(7) 海洋汚染および海上災害の防止に関する法律

(8) 上記に関連する法令及び海事関連団体等が発出する指針等

（船舶管理責任者の責務）

第４条 船舶管理責任者は、船舶管理規程に基づく船舶管理に関する業務全般を統括管理する責任を負う。

第２章 運航実施業務

（船長の責務）

第５条 船長は、運航業務を実施するに当り船舶管理規程、運航者が定める安全管理規程の規定及び関係法令に基づく責任と権限を有する。

（手順の策定）

第６条 船舶管理責任者は、管理船舶の安全運航に必要な船内各業務を遂行するため、船長と協議し、以下の作業に関する手順を別途定め、その手順を船長及び船員に周知徹底しなければならない。

(1) 通信および報告

(2) 出入港準備（投抜錨含む）

(3) 航海当直

(4) 停泊

第３章 運航実施の可否判断

（発航の可否判断）

第７条 船長は、発航前に出航の可否判断を行い、港内の気象・海象が次に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

(1) 風速が 20 m/s 以上の時

(2) 波高が2m 以上の時

(3) 視程が500m 以下の時

２ 船長は、目的地への発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

(1) 風速が25m/s 以上の時

(2) 波高が4m以上の時

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、保船、避泊その他の適切な措置をとらなければならない。

（通常の航行の可否判断等）

第８条 船長は、通常の航行を継続した場合、船体の動揺等により積載貨物の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

(1) 風速が23m/s 以上の時

(2) 波高が3.5m以上又はうねり階級5以上の時

(3) 横揺れ30度以上の時

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊等の措置をとらなければならない。ただし、経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

(1) 風速が25m/s 以上の時

(2) 波高が4m以上の時

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は経路変更の措置をとらなければならない。

(1) 視程が1,000m以下の時

（入港の可否判断）

第９条 船長は、入航予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第7条に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊その他の適切な措置をとらなければならない。

（錨泊の判断）

第10条 船長は、第7条から第9条の判断において錨泊した場合は、以下に掲げる条件を満たすように守錨体制をとるものとする。

(1) 風向き、海底地形、陸との距離、他船との兼ね合いを勘案の上、適切な錨泊位置を選定する。

(2) 投錨の際は状況を考慮して、単錨泊、双錨泊を選択し、適切な錨鎖の伸出量を判断する。

(3) 守錨当直者を船橋に配置する。周辺の状況に応じて機関をスタンバイとする。

(4) 守錨当直者は、定期的に気象変化の的確な把握に努め、異常を感じた場合、躊躇せずに船長に報告する。船長は、適時昇橋し、自分で状況を確認し、守錨当直者等に指示を与える。

(5) 守錨当直者は、VHF16チャンネルを常時聴取し、GPS等による船位把握に努め、走錨の早期発見に努める。

（運航実施の可否判断等の記録）

第11条 船長は、航行の可否判断、運航中止の措置、経路の変更措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した、又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載する。記録は適時まとめて記載してもよい。

第４章 貨物取扱業務

（荷役要領）

第12条 管理船舶の船内において、貨物の積載および揚荷作業にあたっては、船長の指揮の下、荷役当直要領及び荷役作業安全確保要領に従って荷役業務を実施する。

２ 船舶管理責任者は、荷役当直要領及び荷役作業安全確保要領について運航者と事前に協議し、整合性をとらねばならない。

第５章 安全作業及び衛生管理

（安全作業）

第13条 船長は、船内において次に示す危険作業を船員に実施させる場合は、船員安全衛生基準に従い、人命を最優先して作業を実施させなければならない。

(1) 高所作業

(2) 舷外作業

(3) 錆打・塗装作業

(4) 閉鎖区画内における作業

(5) 通常の作業区域以外の場所における高温・高熱作業

(6) その他の危険を伴う作業

（衛生管理）

第14条 船長は、船員安全衛生基準に従い、船内の衛生管理に努めなければならない。

第６章 雑 則

（運航実施基準等の備付け等）

第15条 船舶管理責任者は、船舶管理規程に定めるところに従い、この基準（運航者の安全管理規程及び関連基準を含む。）を船舶、本社・支社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けておかなければならない。

附 則

この基準は、○○年○月○日より実施する。